

意見書第4号

補聴器購入補助等の改善をはじめ、
難聴（児）者への支援拡充を求める意見書

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条により提出します。

令和4年6月23日

提出者 市議会議員 徳永克子

賛成者 市議会議員 二保茂則

賛成者 市議会議員 澤田保夫

賛成者 市議会議員 井上倫太郎

賛成者 市議会議員 藤木巧一

行橋市議会議長 小原 義和 様

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

補聴器購入補助等の改善をはじめ、
難聴（児）者への支援拡充を求める意見書

聴力に障害があり、障害者総合支援法の身体障害者障害程度等級2級～6級に該当する場合は、補聴器が「補装具費支給制度」の対象とされているが、軽度・中等度難聴（児）者については、「補装具費支給制度」の対象となっていない。

特に子どもにとって、聞こえは発達・学業にも大きな影響がある。また、成人にとっては仕事にも支障があり、老人にとっては、聞こえが認知症や命にかかわる。

2017年7月開催の国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、2020年には「予防可能な40%の12の要因の中で、難聴は最も大きな危険因子」と指摘している。軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度は、全ての都道府県で創設されているが、自治体によって制度の内容が大きく異なっている。また、成人については、制度そのものがない自治体もある。

どこの自治体に住んでいても、軽度・中等度難聴（児）者に対して十分な補助が行われるべきである。よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 一、 国の財政負担により、全ての年齢における軽度・中等度難聴（児）者等に対する補聴器の購入費及び修理・維持費に対する補助を実施すること。
- 一、 補聴器の購入費及び修理・維持費の対象に下記を追加すること。
 - ① 非難聴側が正常の片側難聴、高音急墜型、聴覚情報処理障害（児）者を加えること。
 - ② イヤーモールド、両耳補聴器、無線式補聴援助装置、外耳形態異常に対する軟骨伝導補聴器を購入費の補助対象とすること。
- 一、 先天性難聴の早期発見のため、全ての自治体で新生児聴覚検査への公費助成を実施するよう、国が財政的援助を強化すること。
- 一、 病気による難聴の予防のため、おたふくかぜワクチンの定期接種化や、風しんワクチンの第5期接種の周知徹底と延長を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年6月23日

行 橋 市 議 会